二　前号の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

イ　対象役員（最終指定親会社の取締役（社外取締役を除くことができる。）、執行役、会計参与及び監査役（社外監査役を除くことができる。）をいい、直近の事業年度中に退任した者を含む。以下同じ。）及び対象従業者等（最終指定親会社の対象役員以外の役員及び従業者（直近の事業年度中に退任又は退職した役員及び従業者を含む。）並びにその主要な連結子会社等（最終指定親会社の子会社等（金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十五条の十六の二第二項に規定する子会社等をいう。）であって連結の範囲に含まれるものをいう。以下同じ。）の役員及び従業者（直近の事業年度中に退任又は退職した役員及び従業者を含む。）であって、最終指定親会社又はその主要な連結子会社等から高額の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として最終指定親会社若しくはその主要な連結子会社等から受ける財産上の利益又は労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十一条に規定する賃金をいう。以下同じ。）を受ける者のうち、最終指定親会社及びその主要な連結子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものをいう。以下同じ。）の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称、構成及び職務に関する事項

ロ　対象役員及び対象従業者等の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

ハ　対象役員及び対象従業者等の報酬等の体系とリスク管理の整合性に関する事項

ニ　対象役員及び対象従業者等の報酬等と業績の連動に関する事項

ホ　イからニまでに掲げるもののほか、報酬等の体系に関し参考となるべき事項

三　第一号の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

イ　当該事業年度に割り当てられた報酬等に関する事項

ロ　特別報酬等（報酬等のうちボーナス保証（賞与として一定の金額の支払が事前に保証されている場合の当該賞与をいう。）、採用時一時金（採用に際して一時金として一定金額を支払う制度を採用している場合の当該一時金をいう。）及び割増退職金（当該事業年度において最終指定親会社又はその主要な連結子会社等の都合により退職した対象役員又は対象従業者等へ割り当てられた退職金のうち、通常の退職金に特別に上乗せされた部分の金額をいう。）に関する事項

ハ　繰延報酬等（支払時期が繰り延べられている報酬等をいう。）に関する事項

四　前号に掲げる定量的な開示事項は、別紙様式により作成するものとする。

［号を削る。］

（別紙様式）

［別表３］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

三　対象役員及び対象従業者等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象従業者等の報酬等と業績の連動に関する事項

四　対象役員及び対象従業者等の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

五　前各号に掲げるもののほか、報酬等の体系に関し参考となるべき事項

［別紙様式を加える。］

の主要な連結子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものをいう。以下同じ。）の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称、構成及び職務に関する事項

二　対象役員及び対象従業者等の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項